

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 デジタル都市推進課
データ管理活用G
主幹 渡辺

供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	係員
件名	令和7年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日時	令和7年5月23日（金）午後4時00分から午後5時00分					
場所	市役所本庁舎5階第1委員会室					
主催者	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 周 作彩					
出席者	（委員）周会長、有川副会長、伊藤委員、伊澤委員、鴻巣委員、田島委員、岡澤委員 （事務局）岡野部長、大堀次長、栗山課長、小崎課長補佐、木下係長、記録者					
欠席者						
傍聴人	0人					
議事録署名人	伊澤委員、岡澤委員					
〈会議の内容〉 1.開会 2.議事 （1）令和6年度各制度の運用状況 （2）その他 3.閉会						
1 開会						
事務局	本日は大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまから令和7年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 まず初めに、本日の出席状況です。本日は委員の皆さま全員の出席となり、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告させていただきます。 それでは議事に入る前に会長から一言ごあいさつをお願いいたします。					
周会長	皆さんこんにちは。 令和7年第2回の審査会となります。事務局の中で異動があったようですので、後ほどご紹介があるかと思います。 本日も慎重なご審議をよろしくお願いいたします。					
事務局	ありがとうございました。 次に4月に人事異動がありましたのでご紹介いたします。 まずは、総合政策部長の岡野でございます。 同じく総合政策部次長の大堀でございます。 デジタル都市推進課データ管理活用グループ係長の木下でございます。 ほかの事務局職員につきましては、私を含めまして異動はございませんでしたの					

	で、引き続きよろしくお願いいたします。 続きまして、本日の会議運営について1点お願いがございます。 本会議は公開の対象となる会議でございまして、後日、市公式ホームページにて皆様の発言の内容も含めた審議内容を議事録として公開させていただきます。 議事録作成のために、前回同様に、ご発言の内容を録音させていただきますので、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してから発言をお願いいたします。 発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただけますよう、あせてお願いいたします。 発言の内容に個人情報など公開できない情報がございました場合には、マスキングなどの加工をさせていただきますことをご了承いただければと思います。 それでは、この後の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。
周会長	それでは進行させていただきます。 まず初めに、この審査会は龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となっております。 傍聴人の確認をいたします。本日、傍聴人はおりません。 続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。 伊澤委員と岡澤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
伊澤委員・岡澤委員	《了承》
周会長	会議録ができ上がりましたら確認と署名をお願いいたします。 それでは議事の方に入らせていただきます。 議事（1）令和6年度各制度の運用状況についてでございます。
2 議事 （1）令和6年度各制度の運用状況について	
事務局	議事（1）について説明。
周会長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、何か質問がございますでしょうか。
田島委員	資料1の9ページ、個人情報保護制度に関するものですが、部分開示が4件とあります。非開示の部分はどのような内容でしょうか。
事務局	例えば、上から2番目3番目、4番目まで診断書、意見書という内容ですが、請求人以外の個人に関する情報が含まれているということで、その部分は非開示となり、部分公開という決定区分となっております。
田島委員	個人情報ということですね。わかりました。
田島委員	11ページ、会議公開制度についてです。12番目の指定管理者選定委員会のところに空欄がありますが、どのような意味でしょうか。
事務局	こちらにつきましては、会議録が未提出というところと議事内容が意思形成過程の内容であり、公開できない議事もあるということで、公開する時期が来次第、会議録や資料を公開してまいります。 会議録等の提出については、引き続き管理いたします。
田島委員	まだ整理していない部分もあるということですね。わかりました。

周会長	会議公開制度の部分公開というのはどういう形ですか。
事務局	附属機関の会議は、議題ごとに公開非公開の別を決める仕組みになっております。 例えば、議題の３番目について非公開となる場合は、そこで傍聴者の方に退席していただくことを事前にご案内しております。
周会長	分かりました。 ほか何か質問などはございますか。 ないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。 (2)その他でございますが、事務局より報告事項などありましたらお願いします。
2 議事 (2) その他	
事務局	龍ヶ崎市情報公開条例の一部改正（案）について説明
周会長	はい。ありがとうございます。ただいまの議事につきましてご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。私の受けた印象としては、基本的には法令に合わせた部分が大きいかなと思いました。いかがでしょうか。
田島委員	存否応答拒否についてはどのような決定するのでしょうか。
事務局	請求を受け付けたうえで、公文書の有無を回答するだけで、非開示情報を明らかにする場合については、存在自体を明らかにできないため、存否応答拒否という形で決定します。
鴻巣委員	公文書という言葉は、すごく広い概念であると感じています。茨城県庁やつくば市などは行政文書として規定していますが、公文書と規定するのでしょうか。
事務局	以前の会議資料にはなっていますが、県内自治体の言葉の使い方を統計的に整理しましたが、大体は情報、公文書、行政文書の３種類を使っております。これは言葉の置き方になってしまうとは思いますが、公文書管理条例ができる都合上、そちらの言葉と同じものを定義するのであれば言葉をそろえた方がいいというところで、我々としては公文書という言葉に改正できないかというところで検討しております。 ただ、定義上はあくまでも実施機関の職員が職務上作成して取得した文書等であって、職員が組織的に用いて実施機関が保有しているものとしておりまして、この定義が情報、公文書、行政文書であったりと、頭に置いてある言葉は各自治体で変わりますが、その範囲については「特定歴史公文書除く」以外は変わらないと考えております。
周会長	私も公文書か行政文書かというのは、本質的な違いはあまりないだろうと考えています。 今のご説明ですと公文書管理条例と合わせていくということと、もう１つは、この実施機関に議会が入っています。議会の文書を行政文書というのがどうなのかというのがありますので、そういった意味では公文書という言葉はふさわしいのかなと考えています。
周会長	先ほどご説明の中で、法人に関する情報に関して、「不利益を与えることが明らかであると認められるもの。」を「正当な利益を害するおそれがあるもの。」と改正する点についていかがでしょうか。

	「明らか」の方が、「おそれ」よりも開示範囲が広くなるとの印象を受けると思います。蓋然性が高い場合には、「明らか」であるといえる一方で、「おそれ」があるということは、ある程度の蓋然性があればよいという印象があるかと思います。 国の法律もこのように「正当な利益を害するおそれがあるもの」定めておりますので、法律の文言に合わせた規定にするのか、または、現行の条例の規定のままとするのか、その点についてご意見があれば、お願いしたいと思います。
田島委員	他の自治体はどういう状況ですか。
事務局	県内の状況ですが、「明らか」という言葉を使ってるのは龍ヶ崎と牛久市の他1～2ヶ所ほどです。それ以外の県内自治体はほとんどが「おそれがあるもの」という表現を使っております。
田島委員	会長がおっしゃるとおり、「明らか」の方は非開示の部分が狭そうな感じはしますが、運用上は同じと感じています。 ですので、国の法律と同じ規定にしたほうが無難かなと思います。他の自治体でも、このような表現であまり大きな影響が出てないようでしたら、統一したほうがいいのかという感じはします。
周会長	法人に関する情報も個人に関する情報も似たようなもので、個人に関する情報についても個人の権利利益を保護する必要性と情報公開の必要性和バランスをとらないといけませんが、法人に関する情報も同様に、法人の権利利益を保護する必要性と情報公開の必要性和両方を考慮しないといけません。「おそれ」という言葉を使った方が法人の正当な権利利益の保護により重きを置いた規定といった印象があります。 国の法律も同じ規定になっているので個人的にはそれほど大きな問題はなかろうと思っていますが、いかがでしょうか。 特にご意見がなければ、決定の段階ではありませんがこの点についても今後もこの方向で改正をしていくということをお願いしたいと思います。
田島委員	資料2の作り方なのですが、左が改正前で、右が改正後で非常に見やすいですが別紙1は左側が改正後、右側が改正前となっていて、どちらが正しい記載方法なのでしょうか。
周会長	こちらの資料2は審査会への説明用の資料として作られたものですが、別紙1は議会などに提案されるときにも使用する資料であって、そういう意味でいうとこちらの方がより形式的な文書になると思います。
田島委員	別紙1の1ページ、第1条の目的のところ、本市とありますが、本市という表現は正しいのでしょうか。
事務局	他の条例なども参考にしながら整理をさせていただきたいと思います。 ご意見ありがとうございます。
周会長	用語として統一したほうがよろしいとは思いますが。 他にご意見はございませんでしょうか。特になければ、以上で議事は終了となります。 ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日も慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会			
次回会議予定	次回開催日程等については、(7月下旬～8月上旬)別途調整後、決定。		
情報公開	公 開	非公開(一部非公開を含む)とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
		公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日
	令和7年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。 令和7年 月 日 会議録署名人_____		